

勝央町週休2日工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、勝央町が発注する建設工事において、週休2日工事を受注者希望型により実施するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 原則として対象期間における日曜日及び土曜日を休日として確保し、現場を完全閉所することをいう。
- (2) 週休2日工事 週休2日を実施する工事をいう。
- (3) 対象期間 現場着手日（準備工事を除く。）から現場完成日までをいう。なお、対象期間内には、休日である日曜日及び土曜日の前後に計6日の開所日を有する連続した8日間の期間を1回以上含むものとする。
- (4) 完全閉所 現場事務所での事務的作業を含む工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。
- (5) 通期の週休2日の達成 対象期間における日曜日及び土曜日の日数と等しい、休日である日曜日及び土曜日の日数（発注者が認めた振替日を含む。）を確保し、現場を完全閉所した場合をいう。
- (6) 月単位の週休2日の達成 通期の週休2日を達成した工事のうち、対象期間が4週間(28日)以上であり、かつ、振替日を設定したときには、振替日を作業を行う日曜日及び土曜日の前後1週間以内（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に確保し、現場を完全閉所した場合をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日工事は、勝央町が発注する原則全ての工事とする。ただし、次のいずれかに該当する工事を除く。

- (1) 災害時における応急工事等の緊急を要する工事
 - (2) その他週休2日の確保が困難であると判断される工事
- 2 発注者は、前項本文に規定する工事を発注する場合は、特記仕様書に週休2日工事の対象工事である旨を明記する。
- 3 発注者は、週休2日対象外の工事についても、特記仕様書に対象外である旨を明記する。

(実施方法)

- 第4条 週休2日工事の発注方式は、契約の締結後、受注者の希望により週休2日工事を実施する受注者希望型とする。
- 2 受注者は、契約の締結後、工事着手前に、週休2日工事の実施希望の有無を発注者に報告するものとする。
- 3 受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず日曜日及び土曜日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。なお、振替日は、作業を行う日曜日及び土曜日の前後2週間以内（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除き、月単位の週休2日の達成の場合にあっては前後1週間以内）に設定するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、週休2日工事の実施に当たっては、別に定める特記仕様書により行うものとする。

(積算方法)

- 第5条 通期又は月単位の週休2日の達成をした場合の各補正係数を各経費に乘じた上で精算するものとする。
- 2 農林工事については、月単位の週休2日の達成をしても通期の週休2日の補正により変更するものとする。
- 3 前2項の補正係数は別に定める。

(設計変更)

- 第6条 発注者は、受注者が第4条第2項の規定により週休2日工事の実施を報告し、

かつ、対象期間において通期又は月単位の週休 2 日を達成した場合は、精算時に設計変更の対象とする。

(履行証明書)

第 7 条 発注者は、受注者が第 4 条第 2 項の規定により週休 2 日工事の実施を報告し、かつ、対象期間において週休 2 日の達成が確認できた上でしゅん功検査に合格した場合、受注者に対し、別に定める週休 2 日工事履行証明書を発行する。

(その他)

第 8 条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 8 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は見積書の提出依頼を行う工事から適用する。

